

みやざき旅行支援割キャンペーン

新型コロナウイルス感染症対策運用ガイドライン

「みやざき旅行支援割キャンペーン」では、「ワクチン・検査パッケージ」に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを定めています。

●各場面での運用方法

- 確認作業を考慮したツアー時間の設定、確認作業の場所確保

①宿泊施設・旅行会社で商品造成・販売時

■ 明記すべき事項	
販売条件(いずれか)	以下のいずれかの提示について同意が必要 ・ワクチン接種済(3回以上接種) ・確認日の3日前以降の検体採取による検査結果が陰性であること(抗原定性検査の場合は前日又は当日)
検査結果通知書の要件	①受検者氏名②検査結果③検査方法④検査所名⑤検体採取日⑥検査管理者氏名⑦有効期限が明記されているもの
提示物	予防接種済証等を撮影した画像や写し等の提示も可能
取消料の明記など	①条件を満たさない場合 (検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等)の対応(取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等)。 ⇒割引およびクーポン配布の対象外となる ②複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応 (取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等) ⇒条件を満たさない方のみ割引およびクーポン配布の対象外となる
検査の実施	宿泊施設や集合場所での抗原定性検査を実施する場合、①受検用のスペース(他利用者との接触を避けられる場所)を確保すること、②検査実施箇所で検査結果通知書の発行が可能であることのどちらも満たしている場合、対象とする。 ただし、本県では宿や宿泊施設に来る前にPCR検査等を受けることを推奨する
持参忘れ	後日の提出は不可

■ 旅行者の同意事項	
利用条件	ワクチン接種済(3回以上)または検査結果が陰性であること
同意事項	・ 予防接種済証等又は検査結果通知書を、旅行事業者、宿泊施設等に提示すること ・ 提示できない場合は、キャンペーン適用の対象とならないこと
グループの場合の対応	参加者が複数人のグループの場合についても、旅行者全員分のワクチン接種歴の提示が必要(画像や写し、電子的なワクチン接種証明書など可)。
当日の確認	旅行開始日及び宿泊日の当日に、予防接種済証等又は検査結果通知書を確認者(宿泊施設であればフロントスタッフ、ツアーの場合は添乗員など)に提示すること
感染対策	新しい旅のエチケット等に基づき、基本的な感染症対策を行うこと

- 旅行事業者は、「旅行開始日および宿泊日当日に、ワクチン接種歴や検査結果の確認が実施される」旨を、必ず事前に旅行者へ周知すること
- 旅行事業者経由の予約にかかる予防接種済証等又は検査結果通知書の確認についても、チェックイン時に宿泊施設にて実施する。

②旅行開始日および宿泊日当日

■確認実施事項	
(1)本人確認	当日のツアー開始時又はチェックイン時等に身分証明書等により本人確認を行う
(2-1)予防接種済証等の確認	予防接種済証及び接種記録書で、ワクチン接種回数の確認を行う
(2-2)検査結果の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・検査結果が陰性であることを確認する ・旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認する ・PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査のいずれかであることを確認する
(3)確認者	<ul style="list-style-type: none"> ・添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う ・添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う ・添乗員が付かない宿泊付きツアーの場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う

■ 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認において写しをとることや事務局への提出は不要

●条件を満たさない場合の運用

① 検査結果陽性の場合

- ・宮崎県陽性者登録センターを紹介するなどにより、自宅や宿泊療養施設での療養を促す。
なお、65歳以上の方、妊婦の方、重症化リスクがある方等については、医療機関の受診を進める。

② ①以外で条件を満たさない場合

(検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン3回目接種をしていない場合等)

- ・旅行者や宿泊業者は、抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う。
上記の抗原定性検査の案内が難しい場合
⇒ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法(取消等)を案内する。
⇒宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。

●「連泊や連続して異なる宿泊施設に宿泊する場合(県をまたぐ場合を含む)」の検査結果提示の取扱い

旅行日初日が有効期限内であれば、同一旅行期間中は有効な検査結果と扱うことが可能。

ただし、旅行開始2日目以降に検査結果通知書を提示する場合は、同一旅行であること及び旅行開始日を示すため検査結果通知書に加えて旅行開始日が確認できる書類(ツアーの行程表等)の提示が必要。

●留意点

その他条件	
学校等(※)の団体	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、本ガイドライン(ワクチン・検査パッケージ)は活用しない。
未就学児	同居する親等の監護者が同伴する場合、12歳未満は検査不要

※幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校

※大学等(大学、高等専門学校及び専修学校)の部活動・課外活動については、ワクチン接種歴・陰性結果による確認が必要。